

平成 2 9 年度第 1 2 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 0 年 2 月 1 5 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成29年度第12回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成30年2月15日(木) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 平成30年2月15日(木) 午後2時51分

4. 出席農業委員(19名)

1番	野 月 弘 行 君	2番	小 田 正 喜 君
3番	外 山 康 仁 君	4番	小笠原 和 男 君
5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
7番	野 崎 さち子 君	8番	中野渡 稔 君
9番	北 上 稔 君	10番	國 分 弘 志 君
11番	甲 田 稔 君	12番	豊 川 洋 人 君
13番	小 川 正 孝 君	14番	新屋敷 より子 君
15番	杉 山 秀 明 君	16番	中 野 均 君
17番	米 田 一 典 君	18番	山 崎 誠 一 君
19番	力 石 堅太郎 君		

5. 欠席農業委員

なし

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

伝法寺 小笠原 秋 彦 君 藤 坂 松 田 賢 志 君

7. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

## 8. 会議に付した案件

報告第55号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第56号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第57号	競売買受適格者に係る農地法3条許可書の交付について
報告第58号	公売買受適格者に係る農地法3条許可書の交付について
報告第59号	農地の転用事実に関する照会について
報告第60号	農用地利用配分計画の認可について
議案第80号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第81号	公売買受適格者の証明について
議案第82号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第83号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第84号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第85号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第86号	遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について
議案第87号	平成30年度農作業労働賃金等標準額について

## 9. 議事録署名委員

16番 中野 均 君      17番 米田 一典 君

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	佐々木 勇 悦	事務局 次長	市 澤 新 吾
事務局農地係長	越 田 守	事務局振興係長	力 石 浩 暢
事務局主任主査	野 月 明 久	事務局主任主査	山 崎 和 也
事務局 主査	中 村 俊 文	事務局 主事	江 渡 俊 裕

## 11. 書 記

事務局主任主査 山 崎 和 也

議 長（力石堅太郎君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年2月6日告示招集いたしました平成29年度第12回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。16番 中野均 委員、17番 米田 一典 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第55号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）1ページをお願いします。報告第55号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページから11ページになります。今回は53件で、全て合意解約によるものです。2ページの156番から7ページの189番までは、貸借を予定しています。190番は35ページの29番で基盤法の売買申請があります。8ページ、9ページになります。191番から196番までは貸借を予定しています。197番は売買を予定しています。198番は所有権移転申請があります。199番は30ページ111番で貸借の申請があります。200番は貸借を予定しています。10ページ、11ページになります。201番、202番は貸借を予定しています。203番は29ページ106番で貸借の申請があります。204番は貸借を予定しています。205番は3条申請

があります。206番は貸借を予定しています。207番は29ページ103番で貸借の申請があります。208番は30ページ110番で貸借の申請があります。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第55号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第56号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）12ページをお願いします。報告第56号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。13ページになります。今回は5件で、全て相続による取得で、あっせん等の希望はありません。99番は農協との受委託中です。100番は自ら耕作するものです。101番は持分2分の1の共有者が耕作中です。102番は賃貸借中です。103番は一部農協との受委託中、また一部が宅地となっておりますが、その他は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更等の指導をしていきたいと思っております。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第56号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第57号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）14ページをお願いします。報告第57号、競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件でございます。15ページをお願いします。今回は農地法第3条の許可書1件の交付がありました。青森地方裁判所八戸支部における競売に係るもので、123番は平成29年12月15日開催の第10回総会、議案第65号で承認を得ております。許可書は1月17日に交付しました。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第57号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第58号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）16ページをお願いします。報告第58号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件でございます。17ページをお願いします。今回は農地法第3条の許可書2件の交付がありました。十和田市における公売に係るもので、124番は平成29年12月15日開催の第10回総会、議案第66号で承認を得ております。許可書は1月19日に交付しました。次に125番は平成30年1月16日開催の第11回総会、議案第72号で承認を得ております。許可書は1月30日に交付しました。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第58号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第59号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）18ページをお願いします。報告第59号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。19ページになります。今回の照会件数は3件6筆で、現地調査は31番と32番は2月6日に、33番は2月14日に実施し、法務局への回答は31番と32番は2月8日、33番は2月14日に行っております。31番の場所は、旧滝沢小学校の南側になります。申請地は転用許可となった農地の照会で、通常であれば所有権移転登記の後に地目変更登記を行いますが、今回は所有権移転前に地目変更申請がされたため、法務局から転用事実の確認のため照会を受けたもので、現地を確認したら転用が完了し宅地となっていることから非農地と回答しました。32番は切田中学校の南側です。申請地は急傾斜な法面で非農地と回答しました。33番はサンデー十和田店の北側で、申請地には築40年以上の住宅が建っていることから、非農地と回答しました。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第59号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第60号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）20ページをお願いします。報告第60号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。21ページになります。今回の報告案件は平成29年度第10回総会、議案第68号で農用地利用集積計画の決定の承認をされたものについて、平成30年1月31日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。使用貸借が1件5筆、面積が13,167平方メートルです。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第60号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は北上班長、小笠原委員、米田委員の3名です。2月6日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時14分

（ \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時14分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第80号を上程いたします。事務局から提案理由の説

明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 22ページをお願いします。議案第80号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（力石堅太郎君） 許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。9番 北上 稔 委員、お願いいたします。

報告委員（北上稔君） 第3条の許可に関する報告をいたします。今月の3条申請は42件で、うち所有権移転が22件、賃借権設定が17件、使用貸借による権利の設定が3件です。まず所有権移転ですが、23ページの申請番号126番は、労力不足による売買で、127番から24ページの132番までは相手方要望による売買です。133番から27ページの143番までは贈与で、そのうち133番から141番までは親から子への贈与です。142番と143番は知人へ贈与するものです。144番と145番、146番と147番はそれぞれ交換するものです。次に賃貸借についてですが、28ページの申請番号96番から30ページの108番までは労力不足による貸借で、109番から112番までは相手方要望により貸借するものです。そのうち112番は新規就農で、営農計画をもとに聴取調査を行いました。特に問題はありませんでした。申請番号113番から31ページの115番までは使用貸借で、113番と114番は親から子へ経営移譲するもので、115番は労力不足により使用貸借します。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君） 北上委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 所有権移転の126番から147番及び賃借権、使用貸借の96番から115番は、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君） はい。どうぞ、3番。

委員（外山康仁君） 30ページの112番、貸す人と借りる人が同一人物かどうか教



えてください。

農地係長（越田守君）農地係長の越田です。ご質問にお答えいたします。委員ご指摘のとおり、人物としては同じ人物になります。今回は借人が合同会社というものを設立いたしまして、自分から農地を借りまして、会社として農業経営を行っていくということの申請となっております。以上でございます。

議 長（力石堅太郎君）以上ですが、よろしいですか。

委 員（外山康仁君）はい。

議 長（力石堅太郎君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第80号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

（ \_\_\_\_\_ 委員 着席 ）

再開 午後2時20分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第81号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）32ページお願いします。議案第81号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件でございます。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基

づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。33ページお願いいたします。申請番号8番から11番までは十和田市からの照会で、平成29年6月8日に農地と回答しており、平成29年6月15日開催の平成29年度第3回総会、報告第17号で報告したものです。公売の公告は平成29年12月27日、入札日時は平成30年2月20日午前10時から10時5分まで、開札日時は平成30年2月20日午前10時5分です。次に申請番号12番も十和田市からの照会で、平成29年10月11日に農地と回答しており、平成29年10月16日開催の平成29年度第8回総会、報告第35号で報告したものです。申請番号13番も十和田市からの照会で、平成29年11月9日に農地と回答しており、平成29年11月15日開催の平成29年度第9回総会、報告第45号で報告したものです。申請番号12番と13番の公売の公告は平成30年1月17日、入札日時は平成30年2月23日午前10時から10時5分まで、開札日時は平成30年2月23日午前10時5分となっております。なお、申請者は経営拡張のため買受けを希望するものです。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第81号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第82号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）34ページお願いいたします。議案第82号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。4番 小笠原 和男 委員、お願いいたします。

報告委員（小笠原和男君） それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。2月6日午後に、北上班長、米田委員、私の3名で会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の6件です。申請地は全て農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。あっせん対象6件のうち、5件は労力不足、1件は負債整理のために売買するものです。これらの申請地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては申請内容及びあっせんについて、適当と認めましたので、その旨を2月6日付で会長あてに農用地利用調整会議の調整結果として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君） 小笠原委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 今回申請のあった所有権移転6件は、調査書のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第82号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第83号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 37ページお願いいたします。議案第83号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。38ページから65ページになります。賃借権が105件316筆、面積の合計

が850, 482平方メートル、使用貸借が2件6筆、面積の合計が11, 278平方メートルです。それでは協力金の対象地を紹介いたします。38ページをお願いいたします。56番、58番、59番は耕作者集積協力金の対象です。57番は経営転換協力金の対象です。39ページをお願いいたします。60番と61番の切田字川原\_\_\_\_\_番以外と62番の相坂字白上\_\_\_\_\_番以外は耕作者集積協力金の対象です。55ページをお願いいたします。123番は耕作者集積協力金の対象です。65ページをお願いいたします。109番は耕作者集積協力金の対象です。110番は経営転換協力金の対象です。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は賃借権の133番、142番及び143番は5年間です。また、61番、62番、69番、71番、75番、94番、98番、109番、111番、118番、148番、149番及び156番は15年間です。73番は20年間で、その他は10年間となっています。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第83号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第84号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）66ページお願いします。議案第84号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。17番 米田 一典 委員、お願いします。

報告委員（米田一典君）それでは第4条の農地転用に関する報告をします。申請番号9番の転用事由は農業用倉庫の建築です。申請地には選果用として農業用倉庫2棟を建築し、併せて事務所を設置すると共に、車両置場と資材置場を整備するもので

す。農地区分につきましては、第1種農地に該当します。原則は不許可ですが、農業用施設の建築であることから、不許可の例外となります。例外許可事由の中に農業用施設等とありますが、今回の4条の事案はその項目の農業用施設の建築という事項に該当すると思われま。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の許可要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。以上です。

議 長（力石堅太郎君）米田委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）9番の場所は県道米田六戸線の泉田地区にある屯所から北に約100メートル進んだ地点であります。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議 長（力石堅太郎君）はい、どうぞ。

委 員（杉山秀明君）15番、杉山です。転用を受けようとする農地の面積が3,601平方メートル。それで先程の説明があったようにですね、建築面積がこれを見ますと453.51平方メートルです。そのほか米田委員の説明の中には資材置場あるいは車両置場と説明がありました。それにしても、3,601平方メートルに対しての建物が453.51平方メートル。資材置場がどれぐらいの範囲、あるいは駐車場も含めた接続道路等あるかと思いますが、どれぐらいの規模の、いわゆる設計なのか、そしてですね、その説明に対して3,600はとてつもない面積なような気がするんですが。あとひとつ、よほどの変形の土地なのか、あるいはその土地の一部に強い傾斜があるのかその辺の現場がどうであったのか、もう少し説明を願えればと思います。

農地係長（越田守君）はい、ご質問にお答えいたします。まず、それぞれの種別毎の面積とのことでしたので、そちらからお答えいたします。この選果場の面積につきましては、2棟合わせまして453平方メートルとなっております。あわせまして車両用の駐車スペースが324平方メートルを見込んでおります。また、コンテナ置場としまして、こちらを290平方メートルを見ております。そのほか展開スペースまたは通路部分等が残りの部分となっております。また、現地の状況ですけれども、ほぼ四角に近い形となっておりますが、やや道路から東側に向かって緩やかに傾斜している、全くの平坦地ではない場所でございます。以上でございます。

議 長（力石堅太郎君）質問者、よろしいですか。はい、どうぞ。

委員（杉山秀明君）先程の面積を合算しますと、1,200から1,300もあれば足りるような気もしますが、3,600に対して1,200から1,300ですから、それにしてもまだ多いような気がします。といったことで、この申請が適正だと思っていますか。

農地係長（越田守君）委員ご指摘のとおり、土地の全体面積に対します整備する施設等の面積につきましては、施設面積がやや少ないのではないかというご意見ですが、ご指摘のとおり、やや広めに空間をゆったりとっているということになるかと思えます。また、通路部分または荷さばきの部分等のスペースを余裕をもって配置しているということから、今回の面積になったものと考えておりまして、決して過大な面積ではないと考えてございます。以上です。

議長（力石堅太郎君）杉山委員、いかがですか。

委員（杉山秀明君）はい、わかりました。あとはですね、農業の関係の施設、あるいはいろんな資材は良いとしても、ちょっと余ったスペースに、もしかすると建設機材あるいは建設骨材置場等に利用されるかもしれないような面積だと思うんで、その辺は今後指導にあたって欲しいと思えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）はい、わかりました。

議長（力石堅太郎君）その他、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第84号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第85号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）68ページお願いします。議案第85号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。17番 米田 一典 委員、お願いします。

報告委員（米田一典君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、今月は申請番号59番から62番までの4件です。申請番号59番の転用事由は自己住宅の建築です。使用貸借により祖父から農地を借り受けて住宅を建築するもので、借家住まいの解消となります。申請番号60番の転用事由は建売分譲で、農地を買い受けて申請地において3年間で17棟分の建売分譲を行うものです。年度毎に6棟、6棟、5棟と建売分譲をするということでありませぬ。長い3年というスパンで建築並びに売るということでもありますので、その動向を注視していきたい。そんな風に考えています。それから申請番号61番は貸駐車場の整備です。農地を買い受けて駐車場を整備し、譲受人が代表を務める法人へ貸し付けるものです。申請番号62番の転用事由は資材置場の整備です。既存の資材置場が狭くなったために、隣接する農地を10年間借り受けて資材置場を整備するものです。次に農地区分についてですが、申請番号59番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号60番と61番は農用地区域内にある農地以外の農地であると同時に、市街化傾向の著しい区域内にあり、いずれの要件にも該当しない農地として第2種農地、その他の農地に該当します。申請番号62番は第1種農地ですが集落に隣接しているものであり、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の許可要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。以上です。

議 長（力石堅太郎君）米田委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）59番の場所はユニバース十和田西店から南に200メートル進んだ地点です。60番の場所は三本木霊園の北側です。61番の場所は国道4号沿いにある株式会社プラスオートの東側隣接地です。62番の場所は国道4号沿いにあるパチンコダイナムの北側です。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第85号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第86号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）70ページお願いします。議案第86号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について。農地法の運用について、の制定について、平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知、に基づき、別紙のとおり非農地判定することの承認を求める件でございます。71ページから73ページになります。農業委員会では毎年農地パトロールを実施し、遊休農地の発生防止と解消に取り組んでいますが、解消と再発生を繰り返し、思うように進んでいないのが現状です。国では再生利用が困難な遊休農地については、非農地化を進めるという方向に転換してきました。このため、今回遊休農地解消に向けて非農地判定を行うことになりました。非農地判定を進めるにあたり、昨年9月に実施しました農地パトロールの結果を踏まえ、非農地とすることが適当と判断された遊休農地は約34ヘクタールありました。今回この34ヘクタールのうち、農業振興地域外と土地改良区受益地外を抽出し、さらに所有者から非農地化に了解を得た36筆10.1ヘクタールを非農地判定することになりました。なお、地目変更登記は土地の所有者が行うこととなりますので、今後土地の所有者に地目変更の指導をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第86号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第87号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）74ページお願いします。議案第87号、平成30年度農作業



労働賃金等標準額について。このことについて、別紙のとおり平成30年度農作業労働賃金等標準額を定めたいので、承認を求める件でございます。75ページに別紙として載せております。平成30年度の農作業労働賃金及び農業機械利用料につきましては、1月16日開催しました全員協議会において料金を据え置き29年度と同額と決定しました。この案を踏まえて、その後2月1日開催しました十和田おいらせ農業協同組合、農林畜産課、農業委員会との三者による検討会において協議した結果、農業機械利用料のうち、田植えの料金について、農業委員会では10アール当たり5,600円に対し、十和田おいらせ農業協同組合では6,800円と1,200円の開きがありました。この差額は農業委員会では10アール当たりの箱数を約30箱と想定したのに対し、十和田おいらせ農業協同組合では箱数を約35箱と想定していました。この点について三者で協議した結果、農家の実態は10アール当たり約35箱使用している点を踏まえ、田植えの料金を5,600円から6,800円に値上げということになりました。他の料金につきましては、29年度と同額でございます。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）只今、事務局から説明がありましたとおりですが、三者で協議した結果、田植えの料金を今申し上げたとおりの箱数が35枚というふうなことでいっていますので、今提出した田植え料金を6,800円にしたいと、値上げしたらどうかという意見が出ましたので、全協においては5,600円が妥当じゃないかということでしたけれども、三者において6,800円に上げたらどうかという意見が出ましたので、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第87号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成29年度第12回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時51分 —————